

お知らせ

## それ悪質商法かも SNSによる副業トラブルにご注意!

隙間時間にSNSで簡単な作業をするだけで稼げる、とうたう副業に関するトラブルが増加しています。

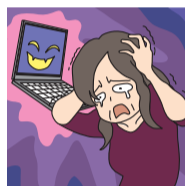
### 事例 「動画配信サービスの視聴だけ」で収入が得られる?

SNSの広告に「在宅で副業」とあったので登録し、指定された動画を見て操作をすると口座に5万円が入金されていた。その後、「暗号資産の運用でさらに高収入が得られる」と言われ、借金して30万円振り込んだ。運用のため指示された操作を繰り返したが、「操作が間違っている。さらに50万円を振り込めば、もうけを含め出金できる」と言われた。50万円を用意できないので解約して返金してほしい。



### 「簡単にもうかる」という話を信じてはいけません

SNS上の「簡単にもうかる」と強調する広告を、うのみにしないでください。サイト内では見かけ上もうけが出ていても、出金しようとするときさまざまな理由をつけ、さらなる高額を請求され出金できない、という相談が多く寄せられています。一度振り込んだお金を取り戻すことは困難です。また暗号資産の取引は金融庁の登録業者でなければできません。お金を振り込む前に金融庁で登録を確認したり、消費生活センターに相談しましょう。



- 消費生活センター(目黒2-4-36 区民センター内)  
相談専用電話 ☎3711-1140(月~金曜日<祝・休日を除く> 9:30~16:30。受け付けは16:00まで)
- 消費者ホットライン ☎188(イヤヤ)

お知らせ

## 成年後見制度をご活用ください

成年後見制度は認知症や障害などで判断能力が不十分なかたの財産や権利を守り、支えるための制度です。

### 制度には2種類あります

#### 法定後見制度

判断能力が十分でないかたに、家庭裁判所が成年後見人などを選任し、権利や財産を守る制度です。後見・保佐・補助の3つの類型があります。

#### 任意後見制度

判断能力が低下する前に、自分で代理人(任意後見人)を選び、生活や財産管理に関する契約を、公正証書によって結んでおく制度です。

### 後見人の役割とは?

後見人は、必要な支援内容により、親族の他、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職が選任されます。

#### 身上保護

介護サービスの利用や施設の入所契約などを行い、本人が安心して生活できる環境を整えます。

#### 財産管理

本人の資産や収支を把握し、適正かつ計画的に資産を維持します。

### 成年後見制度の利用を支援します

権利擁護センター「めぐろ」は、制度の利用をサポートするための各種事業を行っています。

- 職員・専門職による制度利用に関する相談
- 専門家による後見人を希望するかたへの後見人候補者などの紹介
- 親族後見人へのサポート
- 講座・講演会の実施 ほか

☎権利擁護センター「めぐろ」(☎5768-3964、☎5768-3965)

お知らせ

## 寄付禁止のルールを守りましょう

12月・1月は寄付禁止PR強化月間です。寄付禁止のルールを守って、明るく公正な選挙を実現しましょう。

- 政治家は贈らない!  
政治家・候補者が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。
- 有権者は求めない!  
有権者が政治家・候補者に対し、寄付を求めることは禁止されています。

### ●政治家・候補者はこれらの行為が全て禁止!

- 入学・卒業祝い ●お中元・お歳暮
- 祭りへの寄付や差し入れ
- 結婚祝い・香典 ●葬式への花輪・供花
- 運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ



### 2025年版明るい選挙啓発カレンダーを配布します

小学~高校生に募集した選挙啓発ポスターを使用したカレンダーです。総合庁舎本館1階西口ロビー・地区サービス事務所(東部を除く)・住区センターで配布します(なくなり次第終了)。



☎選挙管理委員会事務局(☎5722-9299、☎5722-9334)

お知らせ

## めぐろ福祉しごと相談会にお越しください



区内の介護事業者と障害福祉サービス等事業者が複数集まる、採用相談会を開催します。介護・障害福祉の分野で働くことに興味があるかた、働いているかたなど、どなたでも気軽にお越しください。詳細は区(コード①)をご覧ください。

時 12月21日(土)9:30~12:30  
(受け付けは開始15分前から、終了30分前まで)

場 総合庁舎本館2階大会議室

- 内 ●参加事業者紹介(9:30から)
- 事業者別の採用相談ブース  
各事業者への質問や相談だけでも構いません。
- 介護労働安定センター・東京都福祉人材センターの相談コーナー

採用の相談だけでなく、福祉の現場で働くことの相談や、働いているかたの相談もお受けします。



☎高齢福祉課高齢者福祉住宅・施設係(☎5722-9843、☎5722-9474)